



報道各位

新潟市経済部産業政策課

売上減少が続く飲食関連事業者等を対象とした 「新潟市飲食関連事業者支援金」について(ご案内)

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている**飲食関連事業者**の事業継続を支援します。

情報発信にご協力くださいますよう、お願いします。

記

1. 事業概要

■対象者

市内に本社または本店を有する**飲食関連事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者**で、

① 新潟県「事業継続支援金(飲食関連事業者等)」

② 新潟県「事業継続支援金(飲食関連事業者等)」[時短要請枠]

の交付決定を受けた事業者

【参考】飲食関連事業者(例)

飲食料品卸売業者、飲食料品製造業者(酒造、食品加工事業、製氷等)、什器、洗濯・リネンサプライ 等

■支給額 1事業者につき、①②それぞれ10万円

【参考】県(事業継続支援金)における支給要件

以下の期間において、前年または前々年同期比20%以上売上が減少していること。

① 令和2年12月から令和3年8月までの期間において、2か月連続

② 令和3年7月から9月のいずれか1か月

2. 申請受付期間

令和3年10月5日(火)から**11月19日(金)**まで(消印有効)

※郵便物の追跡が出来る方法(簡易書留など)で郵送すること。

3. 申請に必要な書類の入手方法

① 新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 飲食関連

検索

② 市・区役所産業担当課の窓口(10月5日から書類を備付けます)

4. 事業者様からの問い合わせ先

「新潟市飲食関連事業者支援金センター」電話 **025-250-0935**

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)※10/5(火)開設

問合せ先 産業政策課長 内藤(直通:025-226-1606)